



# 宮 崎 県 公 報

平成26年3月28日（金曜日）号外 第17号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

## 目 次

	頁
公安委員会公告	
○警備員等の検定の実施について（2件）……………	1

### 公安委員会公告

#### 宮崎県公安委員会公告第1号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成26年3月28日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

#### 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	1 級	平成26年6月28日（土）午前9時から午後5時ころまで

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

#### 2 実施場所

鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県警察本部

#### 3 定員

15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

#### 4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
- (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

#### 5 検定申請手続

##### (1) 受付期間

平成26年5月19日（月）から5月30日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### (2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

#### (3) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
- イ 住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
- エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- オ 雑踏警備2級検定合格証明書の写し及び雑踏警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面（検定規則第8条第1号に規定する者に限る。）
- カ 1級検定受検資格認定書（検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）
- キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

#### 6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

#### 7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

##### (1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 雑踏業務の管理に関すること。
- オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験の内容

- ア 雑踏の整理に関すること。
- イ 雑踏業務の管理に関すること。
- ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- 8 その他
- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
  - (2) 受検時に際しては、筆記用具等を持参すること。  
なお、雨天時は雨合羽も持参すること。
  - (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
  - (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

**宮崎県公安委員会公告第2号**

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成26年 3 月28日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	2 級	平成26年 7 月 2 日（水）午前 9 時30分から午後 5 時ころまで

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時30分までの間に済ませること。

- 2 実施場所  
宮崎市清武町今泉丙2559番地 1  
宮崎県建設技術センター
- 3 定員  
15人（受付先着順とする。）
- 4 受検資格  
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員
- 5 検定申請手続
  - (1) 受付期間  
平成26年 5 月19日（月）から 5 月30日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
  - (2) 検定申請書等提出先  
受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）
  - (3) 提出書類
    - ア 検定申請書 1 通
    - イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
    - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
    - エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
    - オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料  
検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。  
納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

- 7 検定の方法等  
学科試験及び実技試験により行う。  
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。  
また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
  - (1) 学科試験の内容
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 雑踏の整理に関すること。
    - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験の内容
    - ア 雑踏の整理に関すること。
    - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他
  - (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
  - (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。
  - (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。
  - (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。